



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ニッポン高度紙工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 俊則  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 9 1 )  
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 溝渕 泰司  
TEL 088 (894) 2321

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

取締役および監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても当社との間に責任限定契約を締結することができる旨規定するべく、現行定款第 29 条第 2 項および第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

取締役会決議	平成 29 年 5 月 12 日(金曜日)
定時株主総会開催予定日	平成 29 年 6 月 21 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 21 日(水曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 1～28 条 《条文省略》</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 《条文省略》</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 30～39 条 《条文省略》</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 《条文省略》</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 41～48 条 《条文省略》</p>	<p>第 1～28 条 《現行どおり》</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 《現行どおり》</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 30～39 条 《現行どおり》</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 《現行どおり》</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 41～48 条 《現行どおり》</p>